

議案第 9 3 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 6 月 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和 6 2
年川崎市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 2 鹿島田駅西部地区整備計画区域の表中「（高齢者の居住の安
定確保に関する法律施行規則（平成 1 3 年国土交通省令第 1 1 5 号）第 3 条第
5 号に規定する高齢者専用賃貸住宅を除く。）」を削る。

別表第 2 の 3 3 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表に次のように
加える。

向 ヶ 丘 遊 園 駅 前 地 区	建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これら に類するもの (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
---	---------------	---

の 区 域		
界 限 ^の 商 業 地 区 の 区 域	建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これら に類するもの (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
界 限 ^の 共 存 地 区 の 区 域	建築物の用途の 制限	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するものは、建築してはなら ない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に
関し必要な事項を定めること等のため、この条例を制定するものである。